毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年11月６日
金　曜　日

号　外(2)

目　　次

条　　例
○富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例　1

条　　例

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年11月６日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

富山県条例第55号

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

10　富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例（令和２年富山県条例第55号）の施行の際現に在職する知事等の同条例の施行の日を含む任期に係る退職手当の額は、第３条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額から当該額に知事にあっては 100分の15、副知事、公営企業管理者及び教育委員会教育長にあっては 100分の５を乗じて得た額を減じた額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（人 事 課）

令和２年11月６日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番